

◎独立行政法人都市再生機構職員退職手当規程

(平成16年7月1日規程第8号)

最終改正 令和6年3月31日

(総則)

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の職員に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の種類)

第2条 退職手当は、退職金及び弔慰金とし、次に定めるところにより支給する。

- 一 職員が退職し、又は解雇されたときは、退職金
- 二 職員が死亡したときは、退職金及び弔慰金

(退職手当の支給対象)

第3条 退職手当は、職員（独立行政法人都市再生機構職員就業規則（独立行政法人都市再生機構規程第3号。以下「就業規則」という。）第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）が退職し、又は解雇されたときはその者に、職員が死亡したときはその遺族に支給する。

(退職金の支給制限)

第4条 退職金は、職員が次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

- 一 勤続6月末満の退職
 - 二 懲戒による免職
 - 三 禁錮以上の刑に処せられたことによる退職又は解雇
- 2 職員が退職し、又は解雇された後在職中の職務に関し、懲戒による免職を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、既に支給した退職金を返還させ、又は退職金を支給しないことができる。

(退職金の基本額)

第5条 退職金の基本額は、職員が退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の職能給及び加算給の月額並びに次項に定める基礎調整額の合計額（以下「職能給等月額」という。）に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額に調整率（100分の83.7の割合とする。）を乗じて得た額とする。ただし、当該合計額が職能給等月額に100分の5,500の割合を乗じて得た額を超える場合には、職能給等月額に100分の5,500の割合を乗じて得た額に調整率（100分の83.7の割合とする。）を乗じて得た額とする。

- 一 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の100
- 二 勤続5年を超える10年までの期間については、勤続1年につき100分の140
- 三 勤続10年を超える20年までの期間については、勤続1年につき100分の180

四 勤続20年を超えるまでの期間については、勤続1年につき100分の200
五 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき100分の100

2 基礎調整額は、職員が退職し、解雇され、又は死亡した日においてその者が属していた次の各号に掲げる区分（以下「退職等日区分」という。）に応じて当該各号に定める額とする。ただし、職員としての在職期間において退職等日区分より上位の区分（退職等日区分と同一の級であるものに限る。）に属していた日がある者の基礎調整額の額は、当該上位区分に応じて当該各号に定める額とする。

- 一 8級 GM1 110,000円
- 二 8級 GM2 70,000円
- 三 7級 SM1 50,000円
- 四 7級 SM2 30,000円
- 五 6級 M1 30,000円
- 六 6級 M2 10,000円
- 七 5級 20,000円
- 八 4級 20,000円

3 その属する級が6級、7級または8級の職員のうち、退職し、解雇され、又は死亡した日において職務給が支給されない者の基礎調整額の額は、職員としての在職期間においてその者が属していた（その者が就いていた職に基づき属していたとみなすことができる場合を含む。）前項各号に掲げる区分のうち上位の区分（退職し、解雇され、又は死亡した日において属していた級と同一の級であるものに限る。）に応じて当該各号に定める額とする。

4 退職し、解雇され、又は死亡した者の在職期間中に職能給又は加算給の減額改定（職能給又は加算給の改定をする規程が制定され、又はこれに準ずる給与の支給の基準が定められた場合において、当該規程又は給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた職能給又は加算給が減額されることをいう。）以外の理由によりその者の職能給又は加算給が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の職能給及び加算給の合計額のうち最も多いもの並びに減額日における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の第2項に定める基礎調整額の合計額（以下「特定減額前職能給等月額」という。）が、職員が退職し、解雇され、又は死亡した日における職能給及び加算給月額並びに第2項に定める基礎調整額の合計額（以下「退職日職能給等月額」という。）よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前職能給等月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者

の同日までの勤続期間及び特定減額前職能給等月額を基礎として、第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日職能給等月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日職能給等月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前職能給等月額に対する割合
(退職金の調整額)

第5条の2 退職金の調整額は、職員としての引き続いた在職期間のうち、職員となった日の属する月から退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月までの各月数（就業規則第32条第1項第1号から第3号までの規定による休職、就業規則第54条の規定による停職、就業規則第20条の規定による育児休業又は就業規則第21条の2の規定による配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。）が1以上あつた場合の月数、就業規則第32条第1項第4号又は第5号の規定による休職（被選挙権の行使による休職又は労働組合の業務に専従するための休職の場合を除く。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる級に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうち、その額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一 8級 50,000円

二 7級 41,700円

三 6級 33,350円

四 5級 25,000円

五 4級 20,850円

六 3級、2級及び1級 0円

2 職員が退職し、解雇された場合において、その者の勤続期間が5年未満であるとき、又は次条第1号から第3号までによらずにその者の自己都合により退職した場合において、その者の勤続期間が10年以上25年未満であるときは、前項の規定により計算して得た額から、当該額に100分の50の割合を乗じて得た額を減額することができる。

3 職員が次の各号の一に該当する場合には、前2項の規定により計算した退職金の調整額は、支給しない。

一 職員が次条第1号から第3号までによらずにその者の自己都合により退職した場合において、その者の勤続期間が10年未満であるとき。

二 勤務成績が著しく不良のための解雇

三 第4条第1項第2号に規定する事由に準ずる事由による退職又は解雇

4 職員が同一の月において、第1項に掲げる2以上の職員の級に属していたこととなる場合には、当該月において、第1項に掲げる職員の級のうち、調整月額が最も高い額となる級のみに属していたものとする。

(退職金の基本額の増額)

第6条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第5条の規定により計算して得た額に、その者の勤続期間に応じ、退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の職能給等月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

一 負傷又は疾病によりその職に堪えないために退職し、又は解雇されたとき

二 在職中死亡したとき

三 組織の改廃、定員の削減その他やむを得ない業務上の事由により退職し、又は解雇されたとき

四 勤続10年以上であって、定年により退職したとき

五 勤続15年以上で退職し、かつ、職務上の特に功労があったと認められるとき

六 前各号に準ずる事由により退職し、又は解雇された場合において、特に増額の必要があると認められるとき

(退職金の基本額の減額)

第7条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第5条の規定により計算して得た額から、当該額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

一 勤務成績が著しく不良のための解雇

二 第4条第1項第2号に規定する事由に準ずる事由による退職又は解雇

三 自己都合による退職（傷病、出産又は婚姻による退職を除く。）

2 職員が前項各号の一に該当することにより退職し、又は解雇された場合において、その者の勤続期間が3年末満であるときは、前項の規定により計算して得た額から、当該額に100分の30以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

3 前2項の規定により減額して得た退職金の額が、第5条の規定により計算して得た額に100分の50を乗じて得た額に満たないときは、前2項の規定にかわらず、その乗じて得た額をもって退職金の基本額の額とする。

(確定給付企業年金の加入者に対する退職金の基本額の減額の特例)

第8条 職員が、独立行政法人都市再生機構確定給付企業年金（以下「D B」という。）の加入者である期間（建設関係法人厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員であった期間を含む。以下「加入者期間」という。）が15年以上で退職し、解雇され、又は死亡した場合には、第5条の規定による退職金の基本額から、加入者期間を勤続期間とみなして同条の規定により算出した額（以下「対象額」という。）に、その加入者期間に応じ、次の各号の割合を乗じて得た額を減額する。この場合において、対象額算出の基礎となる職能給等

月額が独立行政法人都市再生機構退職年金規程（平成29年独立行政法人都市再生機構規程第3号）第5条に定める標準給与（以下「標準給与」という。）の最高限度額（退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月の前月（退職し、解雇され、又は死亡した日が月の末日である場合は、当月）以前1年以内に標準給与の最高限度額の改正があった場合には、退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月の前月（退職し、解雇され、又は死亡した日が月の末日である場合は、当月）以前の1年間の各月における標準給与の最高限度額の合計額の12分の1に相当する額）を超えるものについては、その最高限度額をもって職能給等月額とする。

- 一 加入者期間が15年の場合 100分の1.5の割合
 - 二 加入者期間が15年を超える場合 100分の1.5に15年を超える加入者期間1年につき100分の0.1を加えた割合
 - 三 加入者期間が30年を超える場合 100分の3.0の割合
- 2 D Bの加入者であったこと（基金の加入員であったことを含む。）により既に退職金の減額を受けた者に対し、退職金を支給する場合において、当該退職金の基本額から減額する額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した減額すべき額から、次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。
- 一 支給する退職金の額の算出の基礎となる職能給等月額に基づいて、既に減額を受けた加入者期間について前項の規定により算出した対象額
 - 二 既に減額を受けた加入者期間に応じた前項各号の割合
- 3 前2項に規定する加入者期間の1年未満の端数は、計算の基礎としない。
- 4 この条の規定による減額は、支給する退職金の基本額をもって限度額とする。

（起訴中に退職した場合の退職金の取扱）

第9条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたときは、退職金は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、第5条から第7条までの規定により計算して得た額を退職金として支給する。

（勤続期間の計算）

第10条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月までの年月数による。
- 3 前項の期間のうちに就業規則第32条第1項第1号から第3号までの規定による休職、就業規則第54条の規定による停職又は就業規則第20条の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あった場合は、その月数に2分の1を乗じて得た月数（1年未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。以下同じ。）を、就業規則第32条第1項第4号又は第5号の規定に

による休職（被選挙権の行使による休職又は労働組合の業務に専従するための休職の場合を除く。）による場合にあっては、その都度定める割合を乗じて得た月数を、前項の規定により計算した在職期間から減ずるものとする。

- 4 就業規則第20条の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）のうち、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間についての前項の適用については、前項中「その月数に2分の1を乗じて得た月数」とあるのは、「その月数に3分の1を乗じて得た月数」とする。
- 5 就業規則第21条の2の規定による配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）があった場合は、その月数を第2項の規定により計算した在職期間から減ずるものとする。
- 6 勤続期間に1年未満の端数があるときは、月割をもってする。
- 7 第4条第1項第1号の勤続期間の計算は、第2項の規定にかかわらず、その者が職員となった日から退職した日までの満月数による。
(国等の機関から復帰した職員等に対する勤続期間の計算等の特例)

第11条 職員のうち、機構の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法

（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が機構の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者がさらに引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合には、退職金は、支給しない。
- 4 職員が国等の機関の業務に従事するために休職を命ぜられた場合におけるその者の退職金の調整額及び在職期間の計算については、当該休職期間は、機構の業務に従事した期間とみなす。
- 5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合にお

けるその者の退職金の調整額及び在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。

(弔慰金の額)

第12条 弔慰金の額は、職員が死亡した日における職能給等月額に100分の400の割合を乗じて得た額とする。

(退職手当の支給)

第13条 退職手当は、法令及び機構と労働組合又は職員の代表者とが締結した給与控除に関する協定により、退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第14条 第3条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事實上婚姻關係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていた者
 - 三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者
- 2 退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第2号又は第3号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員との親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(端数の処理)

第15条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第16条 退職手当の支給手続その他この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 機構の設立の際に、旧都市基盤整備公団又は旧地域振興整備公団の職員であった者で引き続き機構の職員となった者の在職期間については、第10条の規定にかかわらず、旧都市基盤整備公団職員退職手当規程（平成11年都市基盤整備公団規程第8号）により算定された在職期間又は旧地域振興整備公団職員退職手当規程（昭和48年7月18日規程第16号）により算定された在職期間を機構の在職期間とみなして、この規程の定めるところにより退職手当を

支給する。

- 3 機構又は旧都市基盤整備公団若しくは旧住宅・都市整備公団若しくは旧日本住宅公団若しくは旧宅地開発公団（以下「機構等」という。）の常勤嘱託又は臨時職員として在職し、引き続いて機構等の職員として採用された者が機構において退職し、解雇され、又は死亡した場合は、第10条の規定にかかわらず、機構等の常勤嘱託又は臨時職員として在職した期間は、これを機構の職員として勤務したものとみなしてその者の勤続期間に通算する。
- 4 平成2年9月1日において旧住宅・都市整備公団に在職し、引き続き機構に在職している職員の平成2年8月31日までの間の旧住宅・都市整備公団職員退職手当規程（昭和56年住宅・都市整備公団規程第8号）において認められた在職期間（以下「過去勤務期間」という。）は、第8条の加入員期間に含めるものとする。ただし、過去勤務期間が25年を超えるときは、これを25年とする。
- 5 この附則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 職員が平成19年4月1日（以下「切替日」という。）以後に退職し、解雇され、又は死亡した場合において、その者が切替日の前日に現に退職した事由と同一の事由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日におけるその者の本給月額を基礎として、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員退職手当規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により計算して得た退職手当の額（第5条により計算して得た額については、当該額に調整率（100分の83.7の割合とする。）を乗じて得た額とし、第8条により計算して得た額を除く。）が、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員退職手当規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により計算した退職手当の額（第8条により計算して得た額を除く。以下「新規程等退職手当額」という。）よりも多い場合については、改正後の規程にかかわらず、その多い額から、この規程による改正後の第8条により計算して得た額を減じて得た額をもって、その者に支給すべき退職手当の額とする。

（抑制措置）

- 3 職員が切替日以後平成22年3月31日までの間に退職し、解雇され、又は死亡し、改正後の規程の規定により計算して得た退職手当が適用される場合において、その者の新規程等退職手当額が、切替日の前日におけるその者の本給月額を退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の本給月額とみなして、改正前の規程の規定により計算して得た退職手当の額（第8条により計算して得た額を除く。以下「旧規程等退職手当額」という。）よりも多いときには、新規程等退職手当額から、この規程による改正後の第8条により計

算して得た額を減じて得た額及び次の各号に定める額を控除した額をもって、その者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職し、解雇され、又は死亡した職員で、その勤続期間が25年以上の者については、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額。ただし、その少ない額が、10万円を超える場合にあっては、10万円とする。

イ 第5条の2の規定により計算して得た退職金の調整額に100分の5を乗じて得た額

ロ 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

二 切替日以後平成20年3月31までの間に退職し、解雇され、又は死亡した職員で、その勤続期間が25年末満の者については、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額。ただし、その少ない額が、100万円を超える場合にあっては、100万円とする。

イ 第5条の2の規定により計算して得た退職金の調整額に100分の70を乗じて得た額

ロ 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

三 平成20年4月1日以後平成22年3月31までの間に退職し、解雇され、又は死亡した職員で、その勤続期間が25年末満の者については、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額。ただし、その少ない額が、50万円を超える場合にあっては、50万円とする。

イ 第5条の2の規定により計算して得た退職金の調整額に100分の30を乗じて得た額

ロ 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

(退職金の調整額の算定対象期間)

4 第5条の2の規定により退職金の調整額を計算する場合において、勤続期間の初日が、平成9年4月1日以前となる者に対する同条の規定の適用については、同条中「職員としての引き続いた在職期間」とあるのは、「平成9年4月1日以後の職員としての引き続いた在職期間」とする。

(級に応じて当該各号に定める調整月額)

5 第5条の2第1項に掲げる勤続期間のうち、次表上欄に掲げる期間にあっては、同表左項に掲げる同条同項の各号中の字句については、上欄に掲げる期間に対応する同表中項又は右項に掲げる字句とする。

	平成9年4月1日から 平成16年6月30日までの間	平成16年7月1日から 平成19年3月31日までの間
8級	上席参事	7級
7級	参事Aのうち、独立行政法人都市再生機構職員給与規程（平成16年都市再生機構規程第6号。以下「給与規程」という。）第17条に定める、役職手当の支給率が20%である職員	6級のうち、給与規程第17条に定める、役職手当の支給率が20%である職員
6級	参事Aのうち、給与規程第17条	6級のうち、給与規程第17条に

	に定める、役職手当の支給率が 1 5 %である職員	定める、役職手当の支給率が 1 5 %である職員
5 級	参事 B	5 級
4 級	副参事	4 級
3 級	主事・技師	3 級
2 級	主事補・技師補	2 級

備考 給与規程第 17 条に定める、役職手当の支給率が 18% であった職員については、同表左欄にある 6 級を適用するものとする。

また、機構設立の際、旧地域振興整備公団の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者については、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行し、同日以降退職し、解雇され、又は死亡した（以下「退職等した」という。）職員の退職手当について適用する。
- 2 この規程による改正後の第 5 条の規定の適用については、同条中「100 分の 87」とあるのは、この規程の施行の日から平成 25 年 12 月 31 日までの間において退職等した職員の退職手当については「100 分の 98」とし、平成 26 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間において退職等した職員の退職手当については「100 分の 92」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行し、同日以降退職し、解雇され、又は死亡した（以下「退職等した」という。）職員の退職手当について適用する。
- 2 この規程による改正後の附則第 2 項の規定の適用については、同条中「100 分の 87」とあるのは、この規程の施行の日から平成 25 年 12 月 31 日までの間において退職等した職員の退職手当については「100 分の 98」とし、平成 26 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間において退職等した職員の退職手当については「100 分の 92」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 職員が平成 26 年 7 月 1 日（以下「切替日」という。）以降に退職し、解雇され、又は死亡した場合において、その者が切替日の前日に現に退職した事由と同一の事由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日におけるその者の本給月額（この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員退職手当規程（以下「改正前の規程」という。）第 5 条の本給月額をいう。）を基礎として、改正前の規程の規定により計算して得た退職手当の額（独立行政法人都市再生機構職員退職手当規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（平成 25 年規程第 21 号。以下「平成 25 年第 21 号改正規程」という。）による改正後の独立行政法人都市再生機構職員退職手当規程の一部を改正する規程（平成 19 年規程第 22 号）附則第 2 項の規定に

より計算して得た額が適用される場合は、当該額) が、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員退職手当規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により計算した退職手当の額よりも多い場合については、改正後の規程にかかわらず、その多い額をもって、その者に支給すべき退職手当の額とする。

- 3 前項の規定による退職手当の額の計算については、独立行政法人都市再生機構職員退職手当規程の一部を改正する規程（平成 25 年規程第 20 号）附則第 2 項及び平成 25 年第 21 号改正規程附則第 2 項の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 独立行政法人都市再生機構職員退職手当規程の一部を改正する規程（平成 26 年規程第 8 号）附則第 2 項の規定による退職手当の額の計算にあたっては、調整率は退職し、解雇され、又は死亡した日における割合とする。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 当分の間、10 年以上勤続した者で、60 歳に達した日後における最初の 3 月 31 日以後に、次の各号によらずに退職した場合は、当該退職が定年による退職でない場合においても、定年による退職として取り扱うことができるものとする。
 - 一 第 4 条第 1 項第 2 号に規定する事由に準ずる事由による退職又は解雇
 - 二 勤務成績が著しく不良のための解雇